

別添：林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（抜粋）

<林業の多様な担い手の育成>

5 持続的な林業経営の確立	目標	林業の多様な担い手の育成
6 出荷ロットの大規模化等の推進	事業概要	行動規範の策定や一貫作業システムの導入等を支援
7 人材の確保・育成・定着	事業概要	出荷ロットの大規模化のための共同販売体制の構築や、川中・川下との直接取引等のマーケットインの生産・販売を支援
8 新たに造林事業を開始する者等の育成	事業概要	森林施業プランナー育成のための研修や、地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修等を支援
9 労働安全の確保	事業概要	造林事業の開始、自伐型林業等の推進にあたり必要な技術習得・安全衛生研修の実施、資機材の導入等を支援
10 特用林産物の担い手の育成	事業概要	林業経営体等の労働災害の撲滅を図るため、安全作業の研修・訓練、安全衛生指導員等の養成、巡回指導・救助訓練の実施、林業労働安全衛生に資する設備・装置の導入等を支援

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
持続的な林業経営の確立	伐採・造林に関する行動規範等の策定・運営、伐採・造林の一貫作業体制や木材のサプライチェーンの構築に向けた協議会の開催、経営や生産管理・工程管理の専門家の派遣・指導、生産管理等情報システムの開発・改良、研修会・交流会の開催、資格取得支援等	都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働灾害防止協会の都道府県支部、地域協議会等（※2）	
出荷ロットの大規模化等の推進	需要者ニーズや林況の調査、採材等の現地研修、効率的な受発注システムの構築、共同出荷体制の整備等に向けた協議会・検討委員会の開催、トップランナーセミナーやマーケティング研修の開催等		
人材の確保・育成・定着	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に掲げる同法第2条第2項に規定する事業主が作成する改善措置についての計画の認定、雇用の改善及び事業の合理化支援、地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修、林業就業促進資金貸付事業主等への指導、森林施業プランナー育成のための研修等		
新たに造林事業を開始する者等の育成	再造林等の地域課題に対応し、造林事業の開始、自伐型林業等の推進にあたり必要な以下取り組みを支援 1 技術の習得・安全衛生研修 2 資機材の整備（レンタル経費を含む） 3 事業立ち上げの際に必要なサポート等に係る外部委託費等	都道府県、市町村、林業労働力確保支援センター、新たに造林事業を開始する者（※3）、林業者等の組織する団体（地域の実情に応じた3名以上の者で組織する団体）（※4）、林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者	
労働安全の確保	1 林業の労働安全に関する実技研修会等の実施、安全作業対策の支援等 2 労働安全管理体制の整備（安全衛生指導員の養成、安全管理指導専門家の養成・認定、巡回指導・救助訓練の実施、労働安全衛生改善対策セミナー等の開催） 3 振動障害予防対策、蜂刺傷災害対策の実施 4 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）に即した労働安全衛生活動の普及啓発、安全衛生計画の作成の指導・助言 5 林業労働安全衛生に資する設備・装置の導入支援（※1）	都道府県、林業・木材製造業労働灾害防止協会の都道府県支部及び林業経営体（※5）	
特用林産物の担い手の育成	特用林産物の生産技術向上や経営に必要なノウハウ習得のための研修の実施、安全対策を含めた伐木造材等の林業技術習得のための研修の実施、各種研修の実施のために必要な資機材の整備等	都道府県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体（※6）	

細則

事業実施主体について

1 上表に掲げる地域協議会等は、下記の要件を満たす団体又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める団体とする。（※2）

(1) 範囲

地域協議会は、原則として、各都道府県の全域をその区域として設置するものとする。

(2) 構成員の要件

① 原則として、会員に、都道府県又は市町村を含むものとし、その他、地域の実情に応じて、学識経験者や非営利団体等を選任するものとする。

② ①の規定にかかわらず、公益法人等を地域協議会として活用することができるものとする。この場合、当該団体の組織運営及び事業活動に関し、必要に応じて都道府県が指導・監督を行うものとする。

(3) 協議会の要件

地域協議会は次に掲げる要件を満たすものとする。

① 地域協議会長が定められていること。

② 本対策に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。

ア 地域協議会規約

イ 事務処理規約

ウ 会計処理規約

エ 文書取扱規約

オ 公印取扱規約

カ 内部監査実施規約

③ 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 設置手続

① 地域協議会を設置しようとする者は、地域協議会の業務方法書及び事業計画を作成するものとする。

② 地域協議会長は、本対策に係る事業を実施しようとするときは、林野庁長官に会員名簿、地域協議会規約その他の規程、業務方法書及び事業計画書を添えて、任意様式により報告すること。

(5) 規約変更手続き等

地域協議会長は、(3)の②の地域協議会規約その他の規程を変更したときは、速やかに任意様式により林野庁長官に届け出なければならない。

(6) 関係書類の閲覧

林野庁長官等は、必要に応じて、本対策に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

(7) 経理事務指導

林野庁長官等は、必要に応じて、地域協議会に対し、本対策に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

(8) 証拠書類の保管

地域協議会長又はその地位を継承した者は、本対策の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、本交付金に係る国からの各交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 個人情報の適切な管理

① 地域協議会は、本交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。

ア 本人の同意を得ている用途及び本交付金に係る事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと

イ 本交付金に係る事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと

ウ 施設管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること

エ 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに林野庁長官へ報告すること

オ 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること

② 林野庁長官等は、地域協議会に対し、本対策に係る事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、林野庁長官は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、地域協議会は林野庁長官等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

(10) 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、業務方法書その他本対策を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努める必要がある。

2 上表に掲げる新たに造林事業を開始する者等の育成については、下記の要件を満たす者とする。

(1) 「新たに造林事業を開始する者」とは事業実施年度までの直近3年以内（事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年度間）に造林事業（地拵、植付、下刈等）を実施する経営体を立ち上げ又は既存の経営体で新たに造林事業を実施する体制を整備した者とする。（※3）

(2) 「林業者等の組織する団体」とは森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来にわたり地域の林業経営を担う活動を行う団体又は活動の取りまとめを行う団体とする。（※4）

3 上表に掲げる林業労働安全衛生に資する装備・装置の導入支援（※1）については林業経営体に限るものとし、林業経営体は林業・木材製造業労働災害防止協会の会員等の林業労働安全衛生の取組に積極的な者又はこれに準ずる者とする。（※5）

4 上表に掲げる「特用林産物の扱い手の育成」の事業実施主体のうち「林業者等の組織する団体」は、林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっている団体とする。（※6）

事業内容について

1 上表に掲げる新たに造林事業を開始する者等の育成は、下記のとおりとする。

(1) 採択基準

① 事業実施にあたり必要な資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））を取得している又は取得する予定であること。

② 毎年安定的に森林の整備（新たに造林事業を開始する者にあっては、植栽、保育）を行う計画があり、かつ将来的にわたり森林の整備を担う意思を有すること。

③ 林業労働安全衛生に関する研修を年度内に1回以上開催又は受講すること。

- ④ 資機材の規模、性能等は、将来にわたり森林の整備を継続していくなど、受益範囲、利用計画の内容等からみて適切なものとすること。
- ⑤ 林業者等の組織する団体及び林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者にあっては、過去3年連続で本メニューによる補助を受けていないこと。

(2) 細則

① 実施計画

事業実施主体は、将来的に森林経営計画を策定することなどを念頭において、次に掲げる事項等を記載した実施計画書を作成するものとする。

ア 事業実施主体の名称および所在地、所属員の氏名、住所

イ 事業を行う森林の所在地

ウ 事業の実施スケジュール（研修等の名称および内容、資格取得者数や売上額又は素材生産量の見込み等を含む。）

エ 計画図

② **補助対象となる資機材の例**

ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、空調服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ワインチ、軽架線、チッパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴堀機械、林内通信機器（L PWA等）、携帯型G P S機器、林内作業車（500万円未満のもの）、苗木運搬車、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外）

2 上表に掲げる林業労働安全衛生に資する装備・装置の林業経営体（※5）への導入支援は、下記のとおりとする。（※1）

(1) 補助対象となる装備・装置

現場従事者が使用する保護衣、衛生装備、緊急通信用装置等とし、保護衣は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知）に規定する安全性能を有するものとする。

(2) 補助条件

都道府県等が開催する林業労働安全衛生に関する研修を受講する又は導入した安全衛生装備・装置の普及を図る研修会を補助対象者自らが開催すること。

また、補助対象者と連携して施設を実施する者（協力経営体）が労働安全に関する研修会を協力して開催する場合においては、補助対象者が協力経営体の林業労働安全衛生に資する装備・装置を含めて申請できるものとする。

3 上表に掲げる特用林産物の扱い手の育成は、下記のとおりとする。

(1) 研修の対象者は、特用林産物生産者又は今後特用林産物の生産を開始する予定の者であって、生産性・収益の向上に強い意欲を有している者を対象とするものとする。

(2) 補助対象となる資機材の例

ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、空調服、安全靴、装着型作業負荷軽減装置、刈払機、チェーンソー、ワインチ、チッパー、ドリル、林内作業車（500万円未満のもの）、自動穴開け機、自動植菌機、乾燥機、ハウス環境モニタリングシステム、任意傷害保険等

(3) 資機材の導入（リースを含む。）にあっては、特用林産物生産の扱い手の育成のための各種研修の実施に必要なものに限り対象とするものとし、当該資機材の規模、性能等は、受益範囲、利用計画の内容等からみて適切なものとすること。

要望調査票

組織名称	代表者氏名
所在地	
連絡先担当者 氏名：	
電話番号：	
E-mail:	

番号	事業種目	メニュー	実施市町村	事業内容	事業費 (税抜・円)	事業費 (税込・円)	備考
①		技術の習得・安全衛生研修					
②		資機材の整備 (レンタル経費を含む)					
③	造林事業を開始する者への支援	事業立ち上げの際に必要なサポート等に係る外部委託費					

②について回答した方は、以下の項目へ記入願います。

導入する資機材名	数量	1台あたりの値段又はレンタル料金

注

- 1 ①及び②の事業種目には、「造林事業を開始する者への支援」、又は「自伐型林業等を推進する者への支援」を記入して下さい。
ただし、③の事業種目については「造林事業を開始する者への支援」が対象となります。
- 2 実施市町村には、事業を予定している市町村を記入して下さい。
- 3 事業内容には、導入する資機材名とその数量、研修や外部委託の場合はその内容と回数を記入して下さい。
※1 研修、外部委託案件は1行ごとに記入して下さい。
※2 資機材については、以下の表に詳細を記載して下さい。
※3 資機材は、刈払機、チェーンソー、丸鋸、ワインチ、軽架線、チッパー、林内作業車、携帯型GPS機器等（汎用性のある物品等は対象外）
- 4 「別添：林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（抜粋）」を御参照のうえ、記入して下さい。
- 5 行については、適宜加除行って下さい。